

高浜市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓制度について
(手引き)

高浜市

令和6年10月改正

1) 高浜市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

【パートナーシップ宣誓制度】

一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）である2人が継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係（パートナーシップ関係）であることを市が認める制度です。

【ファミリーシップ宣誓制度】

パートナーシップ関係にある2人が、一方又は双方の子（実子又は養子）を含め、家族であることを約束した関係（ファミリーシップ関係）であることを市が認める制度です。

いずれの制度についても、希望する2人（パートナーシップ関係にある者）で「宣誓書」を提出いただいた場合、宣誓したことを市が証する「証明書」を発行します。

《目的》

高浜市では、すべての市民の人権を尊重し、多様な生き方を互いに認め合い、誰もがこころ豊かに暮らせるまちをめざし、また、2人の一緒にいたいと思われる意思を尊重し、性的マイノリティ（性的少数者）の方が抱えるさまざまな不安や困難を少しでも解消するとともに、性的マイノリティの方や様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用することができない方々の生きづらさや困難の解消を図り、人権が尊重され、一人一人の個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現することを目的として、本制度を導入いたします。

《制度開始》 令和6年10月1日より実施

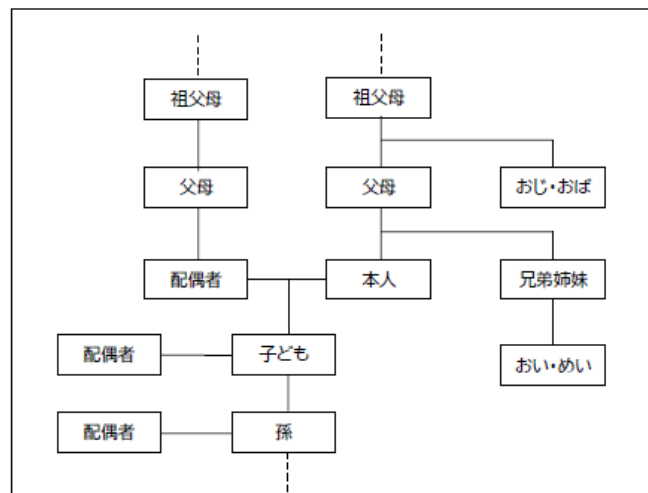
（パートナーシップは令和4年4月1日より実施）

2) 高浜市パートナーシップ宣誓制度を利用できる方

下記のすべてを満たしている人が対象です。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
 - (2) 一方又は双方が市内に住所を有している（宣誓日後3か月以内に市内への転入を予定している場合も含む。）こと。
 - (3) 双方に配偶者がいないこと。
 - (4) 双方が他の一方以外の者とパートナーシップ（それに類するものも含む）を結んでいないこと。
 - (5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることできないとされている者同士の関係にないこと。ただし、共に宣誓しようとする者同士が養子縁組をしたことにより当該規定に該当することとなった場合を除く。
- ※（5）は民法で婚姻が認められていない関係の方

パートナーシップの宣誓をすることができない近親者の範囲



ファミリーシップにある近親者等に関する記載

パートナーシップの宣誓に併せて、ファミリーシップの宣誓を希望する場合は、下記の書類をご提出ください。

◇戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）等近親者等であることが分かる書類。
（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限りです。）

※ただし、「配偶者等がないことを証明する書類」などで提出された書類により関係が確認できる場合は、上記書類の添付を省略できます。

3) 宣誓の手続きの流れ

1. 申請の事前予約 ◇企画部総合政策グループへ直接、電話またはメールにて申請日時を予約してください。
(※1週間前までにご連絡いただくと幸いです)
◇申請日時・申請場所の希望をお申し出ください。
2. 提出書類の準備 ◇宣誓日に持参いただく書類の準備をしてください。
一方又は双方が高浜市在住の場合
◀提出書類▶
①住所、氏名、生年月日を確認できるものとして、双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
②現に婚姻していないことを証明する書類(戸籍抄本など)
外国籍の方は大使館等公的機関が発行する独身証明書や婚姻要件具備証明書などとその日本語訳
◀宣誓当日に必要なもの▶
③本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)
詳しくは本誌5ページを参照してください
高浜市へ転入予定の場合
◀上記に追加に必要な書類▶
・転入予定であるということが分かるもの
(転出証明書、売買契約書、賃貸契約書など)
性別違和等で宣誓書に通称名の使用を希望する場合
◀上記に追加に必要な書類▶
・通称を日常的に使用していることがわかるもの
(郵便物や各種会員証、社員証等)
ファミリーシップの宣誓の場合
◀上記に追加に必要な書類▶
・対象となる子との関係がわかる書類(戸籍謄本など)
3. 宣誓書の提出 ◇予約した日時に、提出書類をお持ちの上、必ずパートナーの2人で市役所までお越しください。
◀当日記入いただくもの▶
・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1)
4. 証明書等の交付 ◇市役所での受渡または郵送いたします。(1週間程度後)
◇宣誓時に転入予定であった場合は高浜市へ転入したことが確認できる住民票の写しまたは住民票記載事項証明書を提出いただいた後にお渡しすることになります。

※いずれも宣誓日以前3か月以内に発行されたもの

書類審査

③配偶者がいないことを証明する書類

- ◇3か月以内に発行された戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）や独身証明書等を1人1通ずつお持ちください。
 - ◇戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）や独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。
 - ◇外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。
- ※2人が外国で同性婚をしている場合には、それが証明できるもの（日本語訳添付）

④本人確認ができるもの（いずれも有効期限内のものに限ります）

| 1つの提示（顔写真付き） | 2つの提示（顔写真無し） |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード（個人番号カード）・運転免許証・パスポート（旅券）・在留カード・国、地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付き） | <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証・年金手帳、年金証書・その他、国、地方公共団体が発行したもの |

ファミリーシップにある近親者等に関する記載

パートナーシップの宣誓に併せて、ファミリーシップの宣誓を希望する場合は、下記の書類をご提出ください。

- ◇子との関係が確認できるものとして、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）等近親者等であることが分かる書類。
（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限ります。）
- ※ただし、「配偶者等がいないことを証明する書類」などで提出された書類により関係が確認できる場合は、上記書類の添付を省略できます。

⑤性別違和等で宣誓書に通称名の使用を希望する場合

- ・通称を日常的に使用していることがわかるもの（郵便物や各種会員証、社員証等）

(3) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の交付

- 宣誓書及び添付書類の提出後、1週間ほどで下記①②をお渡しします。
- 市役所でのお渡し、または郵送を選んでください。
- 宣誓時に高浜市に転入予定であった場合は、市内への転入後に住所、氏名、生年月日を確認できるものとして、双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。

- ①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書
- ②パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

4) 証明書等の再交付・記載事項の変更・返還について

(1) 再交付

- ①提出が必要な場合
破損・紛失などの場合

- ②手続き

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出後、再交付します。

(2) 記載事項の変更

- ①提出が必要な場合
住所、氏名、通称名など、宣誓時に提出した書類の記載事項に変更があった場合

- ②手続き

「パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届」を提出した後、必要な場合は証明書を再交付します。

(3) 証明書の返還

- ①提出が必要な場合
パートナーシップが解消された場合、一方が死亡した場合、双方が転出した場合、宣誓後において本制度の利用要件を満たさなくなったとき。

- ②手続き

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書及び宣誓証明カードを提出する。

5) 愛知県内自治体間で引越したときの継続使用について

本市は、愛知県内の一部の自治体とパートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定を締結しています。

本協定により、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の宣誓をされている方々が協定締結自治体間で転出・転入する場合は、簡易な手続きでパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の継続使用ができます。

※転出元及び転入先の自治体において宣誓制度の対象となる場合に限りです。

協定締結自治体については、高浜市ホームページに随時更新していきます。

(<https://www.city.takahama.lg.jp/22972.html>)

(1) 高浜市から協定締結自治体へ転出するとき

転入先の自治体へのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の継続手続きにより、高浜市への「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」の提出、宣誓証明書、証明カードの返還手続きが不要となります。

(高浜市が発行した「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」、「証明カード」は転入先の協定締結自治体へご提出ください。)

(2) 協定締結自治体から高浜市へ転入するとき

高浜市に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」を提出していただく際に、転出元の自治体が発行したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等を添付していただくことにより、その他の提出書類を省略することができます。

※ただし、住民票の写し又は住民票記載事項証明書については提出していただく必要があります。(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

詳しくはご相談ください。

6) Q&A

Q1 対象者はだれですか？

A1 以下の要件を満たしている一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）である2人を対象としています。戸籍上同性のカップルには限定していません。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有している（宣誓日後3か月以内に市内への転入を予定している場合も含む。）こと。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 双方が他の一方以外の者とパートナーシップ（それに類するものも含む）を結んでいないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができなとされている者同士の関係にないこと。ただし、共に宣誓しようとする者同士が養子縁組をしたことにより当該規定に該当することとなった場合を除く。

Q2 その生活をともにしているとはどういうことを指しますか？

A2 日常生活において、経済的、物理的、精神的に相互に協力しあう生活のことです。

Q3 結婚との違いはどのようなようですか。

A3 結婚は民法に基づく制度であり、相続権や扶養義務などの法的な権利・義務を伴いますが、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。

Q4 法的効力以外の制度導入の目的は何ですか。

A4 すべての市民の人権を尊重し、多様な生き方を互いに認め合い、誰もがこころ豊かに暮らせるまちをめざし、また、2人の一緒にいたいと思われる意思を尊重し、性的マイノリティ（性的少数者）の方が抱えるさまざまな不安や困難を少しでも解消するとともに、性的マイノリティの方や様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用することができない方々の生きづらさや困難の解消を図り、人権が尊重され、一人一人の個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現することを目指しています。

Q5 養子縁組をしていても宣誓できますか？

A5 要件を満たしていれば宣誓することができます。

Q 6 通称名を使用することはできますか？

A 6 戸籍名と併せて使用することができます。

※ここでいう通称名とは、住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 の規定による、外国人住民が使用する通称名とは異なります。

Q 7 外国籍でも宣誓をすることはできますか。

A 7 独身証明書の代わりに「婚姻要件具備証明書」など独身であることを証する書類とその日本語訳が必要です。

Q 8 高浜市民でなければ宣誓ができませんか。

A 8 少なくともパートナーとなる 2 人のうち 1 人が市内に住所を有しているか、双方が市内に住所を有していなくても、2 人又はどちらか 1 人が宣誓の日から 3 か月以内に市内への転入を予定している場合は宣誓できます。ただし、市内への転入を予定している場合は、その事実を確認することができる書類の提出が必要となります。（※転出証明書、物件等の売買契約書、物件等の賃貸借契約書 等）

Q 9 制度を利用する際、プライバシーは守られますか？

A 9 各種手続きの際には、まずは電話で予約していただき、希望に応じて個室を用意します。本人確認のための身分証明書を提示いただき、確認いたします。

Q 10 制度利用の費用はかかりますか？

A 10 宣誓書の提出・証明書の発行については、費用はかかりませんが、宣誓書の提出の際に必要な書類の発行手数料などは自己負担となります。

Q 11 パートナーシップの宣誓は 2 人で行かなければならないですか？

A 11 本人確認を行うため、必ず 2 人でお越しくください。

Q 12 文字が書けない場合はどうしたらよいですか？

A 12 なんらかの理由で 2 人もしくは一方が宣誓書などを記入できないときは、他の方に代筆いただくことが可能です。

Q 13 証明書は即日発行されますか。

A 13 申請後、1 週間程度で交付いたします。書類を送付または市役所まで受取に来ていただきます。

ただし、宣誓時に 2 人ともが高浜市へ「転入予定」であった場合は、転入後、それを確認できる書類（住民票など）を提出していただいた後に発行となりますのでご注意ください。

Q 1 4 なりすましや偽装などの悪用をされませんか。

A 1 4 市が宣誓を受ける際は、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため身分証明書の提示をいただき、なりすましなどの悪用を防止します。また、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、証明書に記載された番号を市ホームページ等で公表します

Q 1 5 性的少数者（性的マイノリティ）ではなく、事実婚としてのパートナーシップ宣誓は可能ですか。

A 1 5 本制度は、一方または双方が性的少数者（性的マイノリティ）の場合を対象としています。

Q 1 6 市外に転出する場合、宣誓証明書、証明カードを返還する必要がありますか。

A 1 6 パートナーの2人ともが市外に転出する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届を提出していただくとともに、宣誓証明書及び証明カードも返還していただくこととなりますので、事前にご連絡ください。

ただし、協定締結自治体へ転出し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の継続使用の手続きを行う場合、転入先の協定締結自治体へ宣誓証明書、証明カードを提出することで、本市への返還手続きは不要となります。